平成２９年（フ）第２６１号
高知市鴨部921番地５　第５つくもコーポ408号
債務者　岩崎　佳季
1　決定年月日時　平成29年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２６２号
高知市神田143番地４　フローラルハウス102号
債務者　岩崎　飛翔
1　決定年月日時　平成29年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２６７号
高知市介良570番地　県住８－106
債務者　西村志保子
1　決定年月日時　平成29年11月16日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２６９号
高知市十津３丁目20番８号
債務者　川田　正美
1　決定年月日時　平成29年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２７３号
高知市介良乙2521番地
債務者　田丸　吉夫
1　決定年月日時　平成29年11月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第６９号
福岡県大牟田市明治町３丁目３番地７
債務者　平川　純子
1　決定年月日時　平成29年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２９年（フ）第４５号
北海道芦別市北６条西４丁目６番地　あけぼの団地６号棟69号
債務者　山田　紀子
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２９年（フ）第１５２号
群馬県邑楽郡板倉町大字岩田1817番地の２　ＧＢグランベルⅠ－102
債務者　鈴木　英夫
1　決定年月日時　平成29年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第１５４号
群馬県邑楽郡大泉町坂田五丁目15番24号　メゾンドアキラ101号、前住所群馬県太田市龍舞町410番地１　緑荘
債務者　土屋　康彦
1　決定年月日時　平成29年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第１０１号
山口県宇部市北小羽山町１丁目１番14―105号　小羽山県営住宅
債務者　渡瀬　信一
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第２３１号
香川県高松市新北町８番30号
債務者　徳田　　有
1　決定年月日時　平成29年11月16日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２４７号
香川県高松市元山町1029番地　県住Ｃ４－205
債務者　岡　　観匡
1　決定年月日時　平成29年11月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第９９号
長崎県諫早市真崎町85番地
債務者　大谷　　紫
1　決定年月日時　平成29年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第４５号
大分県玖珠郡玖珠町大字森2652番地
債務者　小野みえ子
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２９年（フ）第４４号
福岡県筑後市大字長浜529番地２　リベルテタウンＢ101号、前住所福岡県筑後市大字山ノ井83番地１
債務者　深町　雅人（旧姓関）
1　決定年月日時　平成29年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
福岡地方裁判所八女支部破産係

平成２８年（フ）第７３７号
宮城県名取市増田３丁目10番26―307号　森川コーポ
債務者　大平　秀樹
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５１０号
宮城県富谷市富谷狸屋敷196番地３
債務者　留目　博樹
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係